

秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要 投稿規程

第1条 論文等の種類

秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要は、教育実践の開発・改善に関する研究の成果を内容とし、教育実践に携わる教育者や研究者にとって活用価値が高く、先行実践を踏まえながら実践研究が十分に行われている下記の論文を掲載する。

- (1) 論文：教育実践を対象とした理論的、実証的、臨床的、または開発的な論文など。
- (2) 萌芽研究：新しい実践的試み、教育実践の経過、成果等について報告したもの。
- (3) その他：(1)～(2)以外のもので、編集委員会が必要と認めたもの。

第2条 投稿資格

- (1) 秋田大学教育文化学部の教員、非常勤講師および附属学校園の教員。
- (2) 秋田大学教育文化学部の教員または附属学校園の教員と共同研究した研究者、大学院生、大学生。
- (3) 教育関係機関等に所属する者。
- (4) その他、編集委員会が特に認めた者。

第3条 執筆要項

- (1) 論文等（論文、実践報告）は、原則として次の項目を含むものとする。
 - ① 題名とその英文、② 著者名及びその所属名称とそれぞれの英文、③ 和文原稿には英文要旨、英文原稿には和文要旨、④ 和文および英文のキーワード、⑤ 本文（目的、方法、結果、考察など）、⑥ 引用・参考文献など
- (2) 論文の長さは、題名、図表、写真、注、参考文献、要旨などを含めて、刷り上がり12頁以内とする。なお、本誌の1頁は、23字×44行×2段組みである。
- (3) 英文要旨は、本人の責任で校閲を経る。
- (4) 論文は、別に定める執筆要領、投稿・編集スケジュールに従い、オリジナル1部とコピー2部を提出する。
- (5) 論文の掲載が認められた場合には、版下原稿とデータファイルを提出する。
- (6) 投稿締め切りは、1月7日（厳守）とする。

第4条 審査要項

(1) 第1条の投稿内容(1)に該当する投稿論文は、審査を経て本誌への掲載が決定される。投稿論文ごとに、編集委員と編集委員が委託する学部内の審査協力者から審査委員を決定し、審査を行う。審査は、研究の目的、方法、結果、考察の妥当性、および以下の項目について、四段階で総合的に判断する。

- ・教育実践を対象とした論文であるか
- ・教育実践に携わる教育者や研究者にとって価値があるか
- ・関連する研究や実践に基づいて本研究を位置づけているか
- ・結論までの道筋が妥当であるか
- ・全体的に理解しやすいか
- ・独創性はあるか
- ・信頼性はあるか

審査の結果は、編集委員会より投稿者に通知される。修正が必要な論文は、編集委員会の指示を参考にして、指定の期日までに再提出が求められる。再提出後の論文は再審査を経て掲載が決定される。

(2) 各投稿論文の審査に際しては、公正を期すため第3条の執筆要項(1)の②著者名及びその所属を編集委員会が伏せて審査委員に渡す。

第5条 編集および発行

- (1) 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要の編集および発行に関する事項は、編集委員会において決定する。
- (2) 編集委員会は、秋田大学教育文化学部教育実践研究支援センター教員と運営委員会で推薦された学部教員 1 名および附属学校教員 1 名の委員で構成する。教育実践研究支援センター長が委員長を務める。
- (3) 投稿可能な論文等の数は原則として、筆頭著者として一編、筆頭著者以外の共著者として一編の計二編以内とする。
- (4) 編集委員会は、投稿論文の CD・PDF ファイルで提供するが、それ以上を希望する場合は、提出時に部数を申し出ることにより実費で配布される。
- (5) 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要は、冊子の他、電子媒体（CD-ROM、Web Page 等）で公開、公表されるため、投稿時に承諾書を添付する。

第6条 著作権

秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要に掲載される論文等の著作権および電子的形体による利用も含めた包括的な著作権も、原則として秋田大学教育文化学部附属教育実践研究支援センターに帰属する。ただし、著者が自分の論文等を複製、翻訳、翻案等の形で利用することは差し支えない。しかし、翻訳や論文等の全部あるいは大部分を他の著作物に利用する場合には、その旨を秋田大学教育文化学部附属教育実践研究支援センターに申し出ること。また、一部を利用する場合にも、文献あるいは著作権に十分注意し、図面・表・写真を他の図書、雑誌などから引用する場合は、事前にその著者および出版社の了承を得ておくこと。

<付則>

- (1) 本規程の変更は教育実践研究支援センター運営委員会の承認を得るものとする。
- (2) 本規程は、平成 27 年 11 月 11 日から実施する。